



## 国際活動委員会規程

2024年3月14日 第7回理事会承認

### (目的)

第1条 本規程は、日本原子力学会組織規程(0103)第3条で設置される国際活動委員会(以下、「委員会」という)の組織・運営について定めることを目的とする。

### (任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議および連絡調整することを任務とする。

- (1) 外国学会などとの協定に関する事項
- (2) 国際活動の財務に関する事項
- (3) 国際原子力学会協議会(INSC)の運営に関わる事項
- (4) 環太平洋原子力協議会(PNC)の運営に関わる事項
- (5) 国際会議の開催に関わる基本的事項
- (6) 学生交流事業に関わる基本的事項
- (7) 外国学会などとの国際交流に関する事項
- (8) その他本会の国際活動に関する基本的事項

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 国際担当理事(委員) 2名
- (2) 会長または副会長から1名以上(委員)
- (3) 企画担当理事、部会等運営担当理事、財務担当理事から各1名(委員)
- (4) 会員のうち会長が必要と認めた学識経験者若干名(委員)
- (5) 会長が必要と認めた理事若干名および事務局長(特別委員)

2 委員会には、委員長1名、副委員長1名、幹事1名をおく。

第4条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会の下に、小委員会またはワーキンググループを置くことができる。

2 小委員会、ワーキンググループのメンバーは委員会で決定し、委員長が委嘱する。

### (委員長)

第5条 委員長は、委員のうちから会長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。

3 委員長は、議案に関し関係する理事と必要に応じ情報の共有を図る。

(副委員長)

第6条 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(幹事)

第7条 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

2 幹事は、委員長、副委員長を補佐して会務を整理する。

(委員)

第8条 委員は、会務を処理する。

(特別委員)

第9条 特別委員は、委員会の議事に参加する。

(委嘱)

第10条 委員は、会長が委嘱する。

2 委員会に設置される小委員会、ワーキンググループのメンバーは委員会で決定し、委員長が委嘱する。

(任期)

第11条 会長、副会長、理事以外の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。会長、副会長、理事の場合は、職務としての任期とする。

(議事)

第12条 委員会の議事は、特別委員を除く委員総数の2分の1以上の出席により成立する。

2 委員会の議長は委員長が行う。

3 委員会メンバーの出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長（委員長不在の場合は副委員長）が必要と認める場合は別に定めるメール審議により議事することができる。

(議事録)

第13条 委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、委員会の承認を経て保存しなければならない。

(理事会への報告)

第14条 委員長は、委員会の審議ならびに結果のうち重要事項についてはすみやかに理事会に報告しなければならない。

(改定)

第 15 条 本規程の改定は、国際活動委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

(雑則)

第 16 条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附則

- 1 平成 8 年 5 月 29 日 第 383 回理事会制定
- 2 改定履歴
  - ① 平成 12 年 1 月 27 日 第 4 回国際活動委員会承認
  - ② 内規から規程に変更 平成 13 年 6 月 6 日 第 6 回国際活動委員会起案、平成 13 年 6 月 27 日 第 434 回理事会承認
  - ③ 平成 14 年 5 月 28 日 第 443 回理事会承認
  - ④ 平成 17 年 11 月 2 日 第 1 回国際活動委員会起案、平成 17 年 11 月 25 日 第 477 回理事会承認
  - ⑤ 平成 18 年 3 月 14 日 第 2 回国際活動委員会起案、平成 18 年 3 月 28 日 第 479 回理事会承認
  - ⑥ 平成 28 年 10 月 21 日 第 1 回国際活動委員会起案、平成 28 年 11 月 30 日 第 5 回理事会承認
  - ⑦ 2020 年 8 月 7 日 第 1 回国際活動委員会起案、2021 年 1 月 26 日 第 6 回理事会承認
  - ⑧ 2024 年 2 月 28 日 第 3 回国際活動委員会起案、2024 年 3 月 14 日 第 7 回理事会承認

#### 附則

- 1 平成 28 年 11 月 30 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 2 2021 年 1 月 26 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 3 2024 年 3 月 14 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。